サンデン商事株式会社
令和 3 年 12 月 1 日

労働者派遣法に基づくマージン率、派遣労働者の待遇決定方式の公開

平成 24 年 10 月 1 日の労働者派遣法改正により，派遣元事業主は毎事業年度終了後，マージン率を公開することが義務付けられました。マージン率※とは，派遣先から受け取る派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合です。

※マージン率＝（派遣料金の平均額－派遣労働者の賃金の平均額）÷派遣料金の平均額

派遣労働者の数	6
派遣先の数	2
マージン率	0.42
教育訓練に関する事項	スキルアップ研修など業務に応じて必要な技能研修を実施。
派遣料金の平均額（1 日 8 時間として換算）	39,184
派遣社員の平均賃金（同上）	22,618

労使協定方式（2020 年 3 月 10 日締結 ）
対象となる派遣労働者の範囲： 全派遣労働者
有効期間の終期： 2022 年 3 月 31 日